

（令和 7 年 4 月 1 日～ 秋田県に申請する場合の手数料）

低炭素建築物の認定申請手数料一覧

※※秋田県低炭素建築物新築等計画認定等手数料徴収条例（以下「手数料条例」と表現します。）から抜粋した手数料の額を掲載しています。

1. 一戸建ての住宅

	(1) 適合証を提出する場合	(2) 知事が認める方法による場合※ ¹	(3) 知事が認める方法と知事が認める計算方法を併用する場合※ ²	(4) 知事が認める計算方法による場合※ ³
一戸建ての住宅の場合	6,000円	20,000円	29,000円	38,000円

2. 共同住宅等（共同住宅、長屋又は一戸建て住宅以外の住宅）・・・手数料条例の別表 1

共同住宅等の床面積	(1) 適合証を提出する場合	(2) 知事が認める方法による場合※ ¹	(3) 知事が認める方法と知事が認める計算方法を併用する場合※ ²	(4) 知事が認める計算方法による場合※ ³
300㎡未満の場合	11,000円	36,000円	55,000円	74,000円
300㎡以上、2,000㎡未満の場合	22,000円	62,000円	92,000円	123,000円
2,000㎡以上、5,000㎡未満の場合	48,000円	110,000円	159,000円	208,000円
5,000㎡以上の場合	85,000円	166,000円	231,000円	298,000円

※ 1 誘導仕様基準で評価する場合

※ 2 誘導仕様基準と計算を併用して評価する場合

※ 3 計算で評価する場合

3. 工場等・・・手数料条例の別表 2

非住宅建築物の床面積	(1) 適合証を提出する場合	(2) 知事が認める方法による場合※4	(3) (1) 又は(2) 以外の場合
300㎡未満の場合	11, 000円	22, 000円	26, 000円
300㎡以上、1, 000㎡未満の場合	18, 000円	30, 000円	34, 000円
1, 000㎡以上、2, 000㎡未満の場合	29, 000円	41, 000円	47, 000円
2, 000㎡以上、5, 000㎡未満の場合	85, 000円	102, 000円	109, 000円
5, 000㎡以上、10, 000㎡未満の場合	135, 000円	153, 000円	160, 000円
10, 000㎡以上、25, 000㎡未満の場合	170, 000円	189, 000円	198, 000円
25, 000㎡以上の場合	212, 000円	234, 000円	244, 000円

4. 工場等以外の非住宅建築物・・・手数料条例の別表

非住宅建築物の床面積	(1) 適合証を提出する場合	(2) 知事が認める方法による場合※4	(3) (1) 又は(2) 以外の場合
300㎡未満の場合	11, 000円	93, 000円	241, 000円
300㎡以上、1, 000㎡未満の場合	18, 000円	118, 000円	302, 000円
1, 000㎡以上、2, 000㎡未満の場合	29, 000円	155, 000円	389, 000円
2, 000㎡以上、5, 000㎡未満の場合	85, 000円	250, 000円	554, 000円
5, 000㎡以上、10, 000㎡未満の場合	135, 000円	326, 000円	682, 000円
10, 000㎡以上、25, 000㎡未満の場合	170, 000円	392, 000円	806, 000円
25, 000㎡以上の場合	212, 000円	459, 000円	920, 000円

※4 モデル建物法で評価する場合

5. その他

- ・計画の変更認定手数料は、上表の2分の1の額です。
- ・複合建築物（住宅部分と非住宅部分を有する建築物）の手数料は、住宅部分の床面積区分に応じて手数料条例別表1で定める額と非住宅部分の床面積区分に応じて手数料条例別表2又は手数料条例別表3で定める額を合算した額です。
- ・建築物に工場等以外の用途が含まれている場合は、「4. 工場等以外の非住宅建築物」として取り扱います。